

製品事故情報を社会全体で共有し、 製品事故の再発防止を図り、 私たちが安全で、安心して暮らせる世の中を実現します。



平成18年11月、第165回臨時国会において、「消費生活用製品安全法」の改正法が全会一致で成立し、12月6日に公布されました。

今後、政令及び省令の整備を行い、公布から6ヶ月以内に施行することになります。



今回の改正は、消費生活用製品に係る製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置が新たに設けられ、製品事故の再発防止を図ろうとするものです。

主な改正のポイントは、以下のとおりです。

(事故情報の収集と公表)

- ✓消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は、重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称、事故の内容等を主務大臣*に報告しなければならない。
- ✓主務大臣は、重大製品事故の報告を受けた場合等において、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称、事故の内容等を公表する。
- ✓消費生活用製品の小売販売事業者、修理事業者又は設置工事事業者は、重大製品事故を知ったときは、当該消費生活用製品の製造事業者又は輸入業者に通知するよう努めなければならない。

*「主務大臣」とは、特段の場合を除き、基本的に「経済産業大臣」を指します。

(事故の再発防止対策)

- ✓消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は、事故原因を調査し、必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収等の措置をとるよう努めなければならない。
- ✓消費生活用製品の販売事業者は、消費生活用製品の製造事業者又は輸入業者が行う消費生活用製品の回収等の措置に協力するよう努めなければならない。